

京都市告示第 4 8 0 号

生活保護法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人同仁会（社団） 西京病院	右京区西院北矢掛町 3 9 の 1	平成 25 年 1 月 1 日
健光園あらしやま診療 所	右京区嵯峨柳田町 3 6 番 5	平成 25 年 2 月 1 日
久世歯科及川医院	南区久世大藪町 1 4 7 - 1 1	平成 25 年 2 月 1 日
鈴木歯科医院	山科区竹鼻堂ノ前町 1 5 の 1 9	平成 25 年 2 月 1 日
メディオ薬局今宮小山 店	北区小山花ノ木町 5 7 番地 3	平成 24 年 12 月 1 日
松井調剤薬局まつばら	下京区西洞院通松原下る永倉町 5 5 5 番地の 5	平成 25 年 1 月 7 日
あゆみ調剤薬局	西京区川島六ノ坪町 6 3 番地の 2 バンブー シュート洛西口 II	平成 25 年 1 月 1 日
イカリ調剤薬局	山科区竹鼻竹ノ街道町 3 3 番 1 F	平成 25 年 2 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)